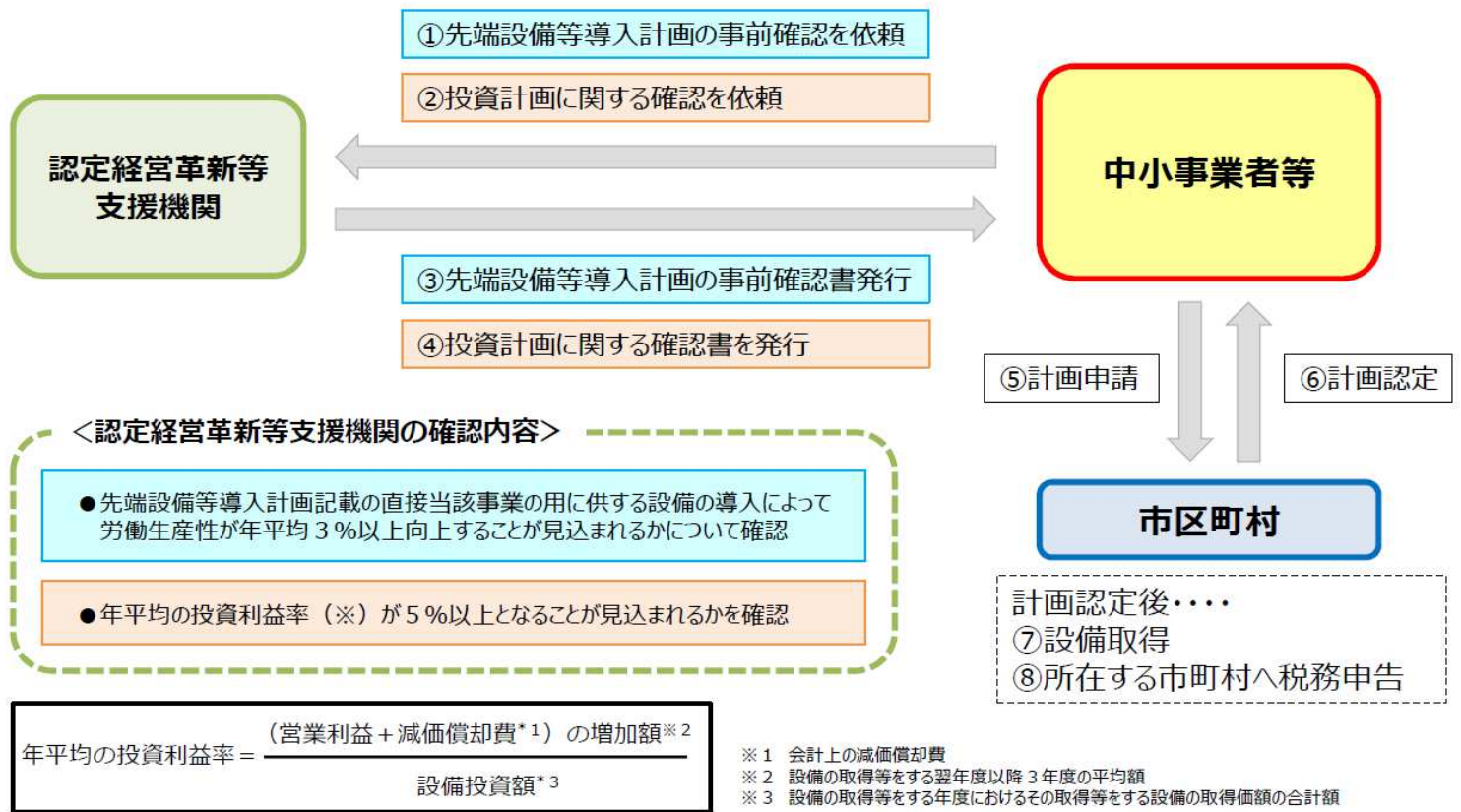
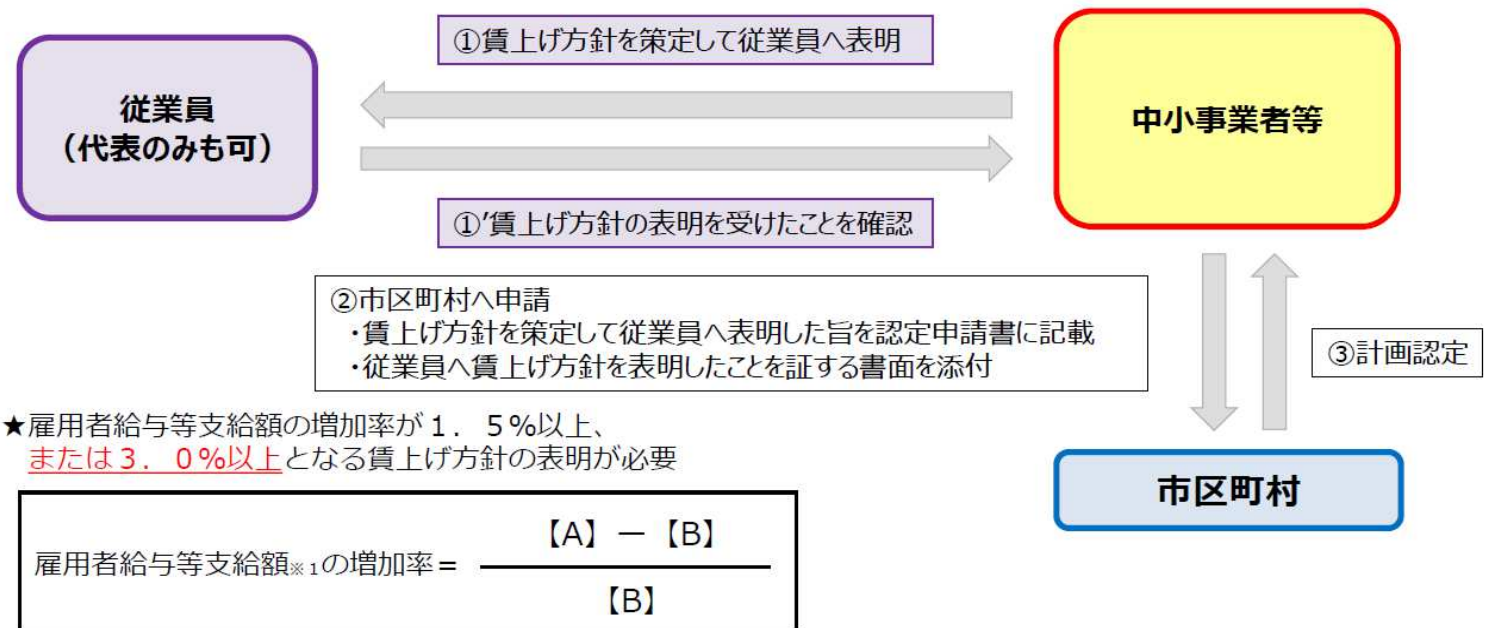


○申請から認定までの流れ○



★固定資産税の特例を適用するため、賃上げ方針の表明を計画に位置付ける必要があります



(※ 1) 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与）の支給額のこと。

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度_{※2} 又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

(※ 2) 令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額